

環境マネジメントシステム導入報告書

|                        |   |
|------------------------|---|
| (宛先) 京都府知事             | 2025年7月31日                                      |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）                            |
| 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号     | 山崎製パン株式会社<br>代表取締役社長 飯島 延浩<br>電話番号：03-3864-3151 |

|  |   |
|--|---|
| 環境マネジメントシステムの名称                        | 環境推進会議  |
| 適用範囲                                   | 山崎製パン(株)京都工場・久御山事業所・綾部支所・店舗   |
| 導入年月日                                  | 平成17年1月15日  |
| 認証番号                                   |   |
| 基本方針                                   | 私達は、生産・販売活動の全ての面において「地球にやさしい工場運営」基本理念とし、従事する一人一人が地球環境問題の重要性を理解し、行動します。  |
| 環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。） | 山崎製パン(株)京都工場（以下当工場という）の事業活動が環境に与える影響を的考慮し、環境管理活動の継続的改善及び環境汚染の予防を図ります。当工場の事業活動にかかわる環境関係法及び当工場が同意するその他の要求事項を遵守します。<br>当工場の全従業員に環境教育を実施し、環境方針を周知致します。  |
| 目標を達成するための取組の内容                        | 環境に配慮し、以下の重点実施項目に取組みます。<br>(1) 廃棄物の削減及びリサイクルを推進いたします。<br>(2) 省エネルギー、省資源に取組みます。<br>(3) 大気汚染の防止に取り組みます。<br>(4) 物流の効率化により、燃料消費の削減に努めます。<br>(5) 製品の開発にあたっては、常に環境に配慮します。   |
| 目標を達成するための取組の進捗状況                      | (1) 廃棄物の削減、リサイクルの推進<br>・工場から出る全廃棄物の量を前年比5%削減。<br>・リサイクル率を前年比5%向上。<br>(2) 省エネルギーの推進<br>・都市ガスの使用量を生産高原単位で前年比1%削減。<br>・電気の使用量を生産高原単位で前年比1%削減。<br>・水の使用量を生産高原単位で前年比1%削減。<br>・車両燃費の使用量を生産高原単位で前年比1%削減。   |
| 目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価            | 月1回の環境推進会議にて、各環境管理項目・目標についての経過、取組状況などを発表、審議。また、毎月事前に事務局員の打合せを実施し、重点目標を決定。会議資料については、各部署に配布し取組の成果について、課員への周知徹底を図る。また、啓蒙活動として、資料の掲示、構内放送、アンケートの実施などを行う。<br>当該成果に対する評価としては、当初計画通り取り組むことが出来ている。  |
| 事業活動に係る法令の遵守の状況                        | 当工場が事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理し「環境関連法規対応状況一覧」に登録。事務局は環境関連法規等の制定・改正の情報を収集し、環境関連法規等の最新版を保管する。事務局は、当工場が改正・制定のあった環境関連法規の適用を受けるか否かを確認し、適用を受ける場合は「環境関連法規対応状況一覧」を改定し、各課に配布する。事務局は、当工場の環境管理項目の見直しを行った場合、適用法規制の確認を行う。<br>関連法規の遵守状況について、これまで違反及び行政当局からの指摘はなかった。                 |
| 環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容                | 当工場が事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理し「環境関連法規対応状況一覧」に登録。事務局は環境関連法規等の制定・改正の情報を収集し、環境関連法規等の最新版を保管する。事務局は、当工場が改正・制定のあった環境関連法規の適用を受けるか否かを確認し、適用を受ける場合は「環境関連法規対応状況一覧」を改定し、各課に配布する。事務局は、当工場の環境管理項目の見直しを行った場合、適用法規制の確認を行う。<br>前年度は、現行の目標及び取り組み内容により一定の成果が見られたことから、今年度も同一のシステムで運用した。 |

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムの内容について第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。